



ナチス「安楽死計画」への一法律家の抵抗 —ロタール・クライシヒの場合—

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2013-08-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐野, 誠 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10271/230

ナチス「安楽死計画」への一法律家の抵抗

— ロタール・クライシヒの場合 —

佐野 誠
(法 学)

Der Widerstand eines Juristen gegen die "Euthanasieaktion" der NSDAP

— Im Fall von Lothar Kreyßig —

Makoto SANO
Rechtswissenschaft

Abstract: In der folgenden Arbeit handelt es sich um eine Betrachtung des Widerstandes des Amtsgerichtsrates Dr. Lothar Kreyßig gegen die "Euthanasieaktion". Im Dritten Reich sind insgesamt 200,000 Menschen durch die "Euthanasieaktion" ermordet worden. Aber es gibt nur wenige Protestaktionen gegen sie. Kreyßig gehört zu den wenigen nachweisbaren Justizbeamten, die im Dritten Reich einen Einwand gegen sie erhoben und um seiner moralischen Integrität willen auf sein Amt verzichteten. Er leistete Widerstand gegen die NSDAP und ihr Euthanasie-Programm, weil er seine Pflichten als Christ über seine Pflichten als Beamter und die Forderungen des nationalsozialistischen Staates stellte.

In der vorliegenden Abhandlung wird versucht, das wirkliche Sachverhalt des Nationalsozialismus, das Verhältnis zwischen dem Staat und dem Individuum und die Frage um den Rechtsstaat im Dritten Reich durch die Erforschung des Inhaltes und der Gründe von Kreyßigs Einwand zu erklären.

Key words: "Euthanasieaktion", Lothar Kreyßig, Nationalsozialismus, Widerstand, Bekennende Kirche, Rechtsstaat, Maßnahmestaat, Normenstaat

(目 次)

はじめに

I. 安楽死計画への抵抗の系譜とクライシヒ

I-1. 安楽死計画に対するクライシヒの抗議文

- (1) T4作戦の実態把握
- (2) T4作戦に抗議する宗教的根拠
- (3) T4作戦に抗議する法的根拠
- (4) 後見裁判所裁判官としての責任

I-2. クライシヒの抗議文の特徴

I-3. クライシヒの抗議文の帰結

II. クライシヒの略歴・人となりとナチズムに対する抵抗

II-1. ナチス当局が問題としたクライシヒの抗議・行動

II-2. 帝国司法省のクライシヒ罷免の動議について

II-2-1. クライシヒ個人の信仰の問題 —— 国家と個人 ——

II-2-2. ナチズム国家が法治国家としての体裁を整えていたのかどうかについての問題 —— ヴェーバー、シュミット、フレンケル、ノイマンの理論を手がかりに ——

結びにかえて

注

はじめに

ナチスの安楽死計画（1939年～1945年）ではおおよそ20万人の犠牲者が出た¹⁾。秘密裏に計画を練り、計画を実行した医師・医学者・行政官等の間では、殺人罪での告発を恐れたがために、安楽死法の制定まで考えられていた²⁾。しかしヒトラーの命令によって安楽死法は制定されず、1945年の終戦に至るまで法的根拠のない計画が実行され続けたのである。ユダヤ人絶滅計画と並ぶ、ナチス時代の悲劇的な暗黒事件と言っても過言ではないだろう。それでは、このような暗黒の時代、暗黒の事件のなかに、希望はなかったのであろうか。もし希望と呼べるもの、あるいは一筋の光明があるとすれば、それは一群の抵抗者の存在であろう。わずかではあるが、この計画を知り、果敢に抵抗した人物も存在したのである。

本稿では、わが国ではほとんど知られていない、ナチス時代の後見裁判所裁判官ロタール・クライシヒの安楽死計画に対する抵抗について考察してみよう³⁾。クライシヒを取り上げるのは、

まず第1に彼が職務上、他の抵抗者よりも体制に近い人間であったこと、第2に彼の抵抗の体験を通して、また彼の抵抗の根拠を通して、ナチズムの生態と病理の一端を浮き彫りにすることができること、第3にクライシヒに対する当局側の法的処分を通して、法制史ないし法思想史の分野で焦点となっている、ナチズムにおける法治国家の態様についての問題解明の手がかりが得られると思われること、そして第4に——これが執筆の大きな動機づけになったのだが——ナチズムに勇気をもって抵抗しながらも歴史に埋もれている人物を引き上げる役割が、思想史研究者や歴史研究者にあると思われること、これである。

I . 安楽死計画への抵抗の系譜とクライシヒ

1939年に開始された安楽死計画は、秘密裏に行われたとはいえ、安楽死施設周辺住民の不安や動揺(死体焼却の黒煙の存在)、殺害された障害者家族への死亡診断名の偽装通知や骨壺送付の当局側のミス等で、1940年代に入ると一般民衆の間でも知られてゆくようになる。しかし当局を告発したり、公的な場で発言するには勇気が必要であったし、場合によっては強制収容所行きも覚悟しなければならなかったであろう。そのようななかで、安楽死計画に対する抵抗者が存在したことについては、一般にもよく知られているところである。

H-W・シュムールは、このような抵抗者の一群を福音主義教会(=プロテスタント教会)側とカトリック教会側に分け、前者については1) ヴェルテンブルク領邦教会監督のテオフィール・ヴルムの抵抗、2) ボーデルシュヴィンク施設団バーテルおよび内国伝道中央委員会の抵抗、3) 告白教会の抵抗。後者については、1941年8月3日にランベルティ教会の説教で安楽死計画の非人道性について訴えたミュンスターの司教クレメンス・アウグスト・グラーフ・フォン・ガーレンの抵抗等を中心に整理している⁴⁾。これらの抵抗については、わが国でも紹介されており、とくにプロテスタント側については河島幸夫の詳細な考察・分析がある⁵⁾。またガーレンの説教内容については、最近邦訳されたペーター・シュタインバッハとヨハネス・トゥヘル編『ドイツにおけるナチスへの抵抗 1933-1945』に所収されているので⁶⁾、詳細はこれらの文献に譲る。ここではわが国ではほとんど無名の法律家クライシヒの抵抗を取り上げ、必要に応じて、これら一群のキリスト者の抵抗についても触れてみよう。

I-1. 安楽死計画に対するクライシヒの抗議文

まずは、ブランデンブルクの区裁判所参事官で後見裁判所裁判官クライシヒが安楽死計画にどのような抗議をしたのかを記しておこう。抗議の影響、クライシヒの人となりや他の抗議行動との関連性等については後述する。なお後見裁判所裁判官とは、行為能力の剥奪や制限の宣

告、後見人および後見監督人の選任や監督などの後見事務を行う裁判所の裁判官で、ナチス安楽死計画の対象となった治療-養護施設もその管轄領域にあった。また1933年7月14日に制定された「遺伝病子孫予防法」において、精神障害者や遺伝病患者に対する法定代理人の断種の申請には、後見裁判所の許可が必要であった⁷⁾。治療-養護施設収容者の人的把握に強い影響力と責任をもったポストと言ってよいだろう。

クライシヒの抗議は1940年7月8日、安楽死作戦(= T4作戦)が実行に移されてから半年を少し過ぎた頃に司法大臣フランツ・ギュルトナー宛の書簡で行われている⁸⁾。内容については、4つの部分(T4作戦の実態把握、T4作戦に抗議する宗教的根拠、T4作戦に抗議する法的根拠、そして後見裁判所裁判官としての責任)からなる。少々長くなるが、行論上重要な箇所なので、クライシヒに語らせる形で、小見出しをつけて引用しておこう。

(1) T4作戦の実態把握

「ハーベルのブランデンブルクにおける後見裁判所裁判官として私は以下のことをご報告申し上げます。約2週間前に私の知り合いの一人から次のような報告を受けました。最近治療-養護施設に収容されている精神障害の患者の多くが、親衛隊によって南ドイツに移送され、その一施設で殺害されている、という報告であります。2ヶ月ほど前から今日まで、私は数多くの提出書類を受け取りました。そのなかで後見人や看護人は精神病患者について次のように伝えております。オーバードナウのハルトハイムにある施設から、彼らの被後見人がそこで殺されているという通知を受け取った、と。患者収容施設は、『戦争委員会』もしくは『戦争担当大臣』から、移動のために患者を他の施設に引き渡し、その旨を患者の家族に伝えてはならないという指示を受け取りました。家族には、受け入れ施設から報告がなされたのでしょうか。この点に関しましては、すべての報告で一致しております。ハルトハイムに移送されて亡くなった患者の病名の記載につきましては、それぞれが全く異なっております。家族あるいは法定代理人に対する報告も、細かい点では異なっております。しかし他方、戦争で蔓延している伝染病のために、遺体はすぐに火葬にされなければならなかったというコメントについてはすべて一致しております。----私にとりましては、収容地から一団となって移送された患者が、受け入れ施設で殺害されたということを疑う余地はもはやありません。これが事実でありますならば、このような殺害が広範囲にわたって行われると推測することは可能であります。----私は以下で、私の推測が妥当であること、すなわち、施設で介護を受けている精神病患者は、家族、法定代理人、そして後見裁判所の知るところなしに、また正当な訴訟手続きの保証や法的根拠なしに確実に殺害されているということを前提といたします」。

(2) T4作戦に抗議する宗教的根拠

「私は次のことを承知しております。外見上からすればいくぶん人間らしさを有しておりますが、その他の点では、生まれたときから、あるいは後天的な精神能力の崩壊によって、ほとんど動物とは変わらない存在となり、人間や医師のどんな経験によっても決して治癒されずに施設で保護されなければならない人たち、そして貴重な人間労力の多くの部分を無駄に必要とし、民族に多大な経済的負担をかけている人たち、このような人たちが大勢いることを知っております。このような生命の意味についての問いは、もっとも深淵な現存在の問題一般に関わっております。この問題は、直接的に神についての問いに帰着いたします。この問題に対する私の立場は――私自身のキリスト教信仰によって規定されております。この立場からしますならば、そもそも『生きるに値しない生命の根絶』は、私の良心をきわめて傷つけるものであります。生命は神の神秘であります。生命の意味は、個々の人間を観察しても、個々の人間を民族共同体に関連づけても把握されえません。生命の意味については神がわれわれに語ることのみが真実であり、いっそうの理解の助けとなります。生命を奪い取ってよいなどといった考えは、人間の神に対する反抗であり、非常な思い上がりであります。というのも、人間は、自らの限定された理性によっては、そういった考えをもつことも、そういった考えを意義あると見なすこともはやできないからであります」。

(3) T4作戦に抗議する法的根拠

「とは申しましても、私はこの問題を、信仰の問題からいったん切り離して、道徳的な問題として、あるいは法的な問題として判断する観点が、さらに顧慮されなければならないことを承知しております。このような観点も、法の保証を欠いていますがゆえに、良心に基づく諸処置に矛盾すると言わなければなりません。このことは、たとえばビンディングがホッへとともに書きました『生きるに値しない生命の根絶』のなかで、ビンディングが手続き上の法的保証の必要性について主張していることを、読み返してみればわかります。現在のところ、死の決定のための諸前提が何であるのかは明らかにされておりません。ここで確かなことは、[生命の根絶の] 法的および道徳的な可能性の基本的な肯定にあたっては、大きな困難が存在するということだけです。何が正常なのか。治癒可能とはどういうことなのか。診断上、何が確実に確認できるのか。共同体にとって不要な出費に関しては、どの程度まで許容しうるのか。---[ビンディングによれば] 法的に正しい手続きにおいては、当該の家族が、送付された理由つきの申請書を受け取ることが有効であるということです。さらに家族は、その内容について聴取されることとなります。家族の態度を明確にすることのできる鑑定が存在しなければなりません。家族は決定を受け取ることとなりますが、この決定理由から鑑定者の責任意識が家族に印象づけられ

ることになります。他方、いまや誤った判断が下されうる場合には、すべてに異議を申し立て、新しい鑑定によってそれらを修正しうるための法的手段が家族には与えられているのです。--- [しかし]いまやあらゆることが欠如しております」。

(4) 後見裁判所裁判官としての責任

「法は民族にとって不可欠なものです。ドイツにおける法のあらゆる番人によって、今なお抗弁されることのない、この恐るべき理論の名において、共同体生活の全領域が法[の保護]から除外されております。たとえば強制収容所が完全にそうでありますし、いまや治療-養護施設もまたそうであります。この2つの事例がその機能においてそれぞれどのような意味を有しているのかを、じっと見守らなければなりません。と申しますのは、その狂気においては罪のない、民族にとっては有害と考えられる人たちを死に追いやる一方で、執拗に人を傷つける者を多大な経済的負担で拘禁し、食事を与え続けることがいったい全体正しいことなのかどうかという考えが生じるからなのです。民法は、後見や保護のもとにある、したがって裁判官の監護のもとにある精神病者が、法律や判決に基づかずに生命を断たれる場合に、後見裁判所の許可が必要なのかどうかについては沈黙しております。それにもかかわらず、民衆と密接に結びついた語り口が、後見裁判所裁判官 (Vormundschaftsrichter) と呼ばれる由縁でありますように、「後見人の長」(Obervormund) は、法を擁護する司法上の義務を明らかに有していると私は確信いたします。私はこの義務を全うするつもりでおります。誰も私からこれを取り除くことはできないように思われます。しかしそうする前に、私の上級官庁からご教示とご勧告をしていただくことが、私の義務であります。そのことを私はお願いする次第であります」。

I-2. クライシヒの抗議文の特徴

以上のクライシヒの抗議文から明らかになること、またその特徴をまとめると以下の3点になる。まず第1は、後見裁判所裁判官という職務上、いち早く安楽死の実態について把握し、しかも的確に把握しているという事実である。(1)で指摘されている内容を見ると、戦後になって次第に明らかになってゆく安楽死計画の実態を、1940年の時点でみごとに言い当てているとすることができる。もっとも、このことは、他のキリスト教者の抗議についても妥当するところである。たとえば、内国伝道中央委員会の副総裁パウル・ゲルハルト・ブラウネ牧師の場合には、内国伝道の障害者諸施設に帝国内務省から多数の調査用紙が送付され、異常事態の発生が疑われたことから、詳細な安楽死計画の実態調査に乗り出した。抗議の声はそのようななかから上げられたものである。また西南ドイツのヴェルテンブルク領邦教会監督のヴルム牧師の

場合には、管轄区域のヴェルテンブルク州の障害者諸施設がT4作戦の最初の標的にされたことから、T4作戦に、より敏感に反応することが可能であった⁹⁾。両者の場合も、迅速に的確に安楽死計画の実態を把握しているのである。

クライシヒの抗議の特徴は、これら障害者施設側、すなわち「被害者」側のプロテスタント牧師とは異なり、「加害者」側のナチス安楽死計画実行者に近い立場にあった者の抗議行動ということである。体制側にいる者の抗議の困難さは、当時ドイツ全体で1400人ほどの後見裁判所裁判官がいたにもかかわらず、安楽死計画にこのような徹底した抗議をしたのはクライシヒ一人であったことから見て取れよう¹⁰⁾。後見裁判所裁判官は、後見人や保護者の個人的および財産法上の事柄を合法的に処理するために、精神障害者である被後見人の滞在地や生死を掌握することが必要であった。にもかかわらず、被後見人の所在に関する後見人や家族の問い合わせに、後見裁判所は的確に回答することはできなかったのである¹¹⁾。自らの管轄区域にいるはずの被後見人が何の連絡もなく移送され不在であるという事実から、後見裁判所裁判官の多くが不信に陥り、憤りを感じていた。彼らの多くは、クライシヒをまたずとも、事態の成り行きについてははっきりと認識していたのである。しかし、自らの保身のために関係部局への積極的な抗議を控え、事態の成り行きを静観していたのである¹²⁾。その意味でも、クライシヒの抗議行動は貴重と言ってよいだろう。

第2に、クライシヒの抗議行動の根底には、キリスト教に対する信仰があったという事実である。後でも述べるように、彼は当時、ナチズムに抵抗した告白教会の一員であった。告白教会は、ナチズムとそれに呼応する民族主義的なドイツ・キリスト者に対抗する形で、1933年9月にマルティン・ニーメラー指導下で結成された牧師緊急同盟を発端とする。神学者のカール・バルトやディートリヒ・ボンヘッファーが告白教会の神学上の指導者であったことはよく知られている。1934年5月にバルメンで開かれた告白会議で採択された「ドイツ福音主義教会の現状に対する神学的宣言」、すなわち「バルメン宣言」は、告白教会の信仰告白であると同時に、告白教会の行動の指針となったものである。この宣言では、聖書において証されているイエス・キリストは、人間が生と死において信頼し服従すべき神の唯一の言葉であること、キリスト教会は神の言葉の力を信頼し、それに服従すること、さらにイエス・キリストによる義認と聖化を必要としないような領域があるといった考えや、国家が人間生活の唯一にして全体的な秩序になるといった考えを拒否すること等、6つの条項からなっていた¹³⁾。キリスト教の唯一の神を信仰と生活の基盤とし、キリスト教の神に取って代わろうとするアドルフ・ヒトラーやナチス権力、またナチス権力に無批判的に追従するドイツ・キリスト者に黙示的な警告を発することがその主旨である。ヴェーバーの言葉を借りれば、「被造物神化の拒否」宣言ということになる。

クライシヒが告白教会の一員になったのは、「バルメン宣言」が出されてから4ヶ月後の1934年10月のことである¹⁴⁾。したがって彼の思考も、このバルメン宣言の延長線上にあると考えて

よい。「生命の意味については神がわれわれに語ることのみが真実」であり、「生命を奪い取ってよいなどといった考えは、人間の神に対する反抗であり、非常な思い上がり」といった(2)で記した発言には、告白教会の一員としての彼の思想が明確に刻印されている。もっとも、告白教会が組織としてT4作戦に抗議するのは、クライシヒの書簡送付のずっとあと、1943年10月になってのことである。しかも、このクライシヒを委員の一人とする委員会によって、安楽死に関する神学上の鑑定書が準備されたのである¹⁵⁾。その意味でもクライシヒは、告白教会内部における安楽死問題の指導者の一人にして「専門家」であったのである。

ところで、カトリック教会側の抵抗者の代表人物であるミュンスターの司教ガーレンも、クライシヒの司法大臣への抗議からほぼ1年後の1941年8月3日の説教で、プロテスタント教会の抵抗者やクライシヒとほとんど変わることのないキリスト教上の根柢に基づき、T4作戦を厳しく批判している。ガーレン司教は次のように述べる。

「『殺してはならない!』。生と死についての決定権をお持ちの唯一の主である神のこの戒めは、神がイスラエルの子らにシナイ山で、その道德律を石に刻まれたあの力強く短い文で告げられるずっと以前に、人間の心のなかに初めから書き込まれていたのです。その文はわれわれのために聖書に書きとめられており、私たちは子供のとき、公教要理から暗記したものです。『私は主、あなたの神である!』。この変えることのできない律法はこう始まっています。『あなたには、わたしにおいてほかに神があってはならない!』。唯一の、永遠の、現世を超越した、全能の、全知の創造主にして未来の審判者!」¹⁶⁾。

このようなガーレンの「殺してはならない」という考え方は聖書に基づくものであり、カトリック教会やプロテスタント教会を問わず、キリスト教における普遍的な原理である¹⁷⁾。キリスト教の普遍的な原理をナチスが拒絶したところに、T4作戦に対するキリスト者の抵抗と抗議の原点が存在するのである。ちなみに、ガーレンの説教文はカトリック教会のみならず、プロテスタント教会にも影響を及ぼし、しかも敵国であるイギリス空軍によって宣伝ビラとして空からドイツ各地にばらまかれたということである¹⁸⁾。この説教での訴えが、ナチスのT4作戦を一時的に停止するのに大きな役割を果たしたことはよく知られている。と同時に、当局側は、ガーレンの訴追を説教壇の濫用および詭計防止法(Heimtückegesetz)違反、場合によっては安楽死の通告による国家機密の漏洩(国家反逆行為)にあたるかどうかを論議した¹⁹⁾。ガーレンを「強制収容所に送るべし」という意見もあったようだが、最終的には訴追されなかった。その主たる理由は2つある。1つは、説教壇の濫用および詭計防止法違反による訴追に対して予定される最高刑5年の軽懲役が、ガーレン司教の名誉回復としての機能のみを果たし、彼を「殉教者」に仕立て上げる可能性があるとして帝国宣伝省によって見なされたこと、今ひとつは、戦争中にカトリック教会との闘争の激化を回避し、戦争終結後に司法的決着をつけようとしたヒト

ラーの決断にある。とはいえ、このことは、ヒトラーがキリスト教会に対して好意的であったということの意味するものではない。むしろ逆である。とくにヒトラーのカトリック教会に対する態度は辛辣であり、ガーレン司教のことを「古狐」と言って皮肉っているほどである。ヒトラーは1942年7月3日に次のように述べている。

「教会問題について私が公には沈黙を守っていることの真意に、カトリック教会の古狐どもが気づいていないはずはない。フォン・ガーレン司教などは、戦争が終われば私が教会の特権を徹底的に剥奪するだろうことは百も承知しているのだ。もしそれまでに彼自身ローマのコレギウムへの転任に成功していない場合は、われわれの一点一画をもゆるがせにしないやり方に甘んじる覚悟を決めているのだろう。戦争が終われば、われわれはコンコルダートを終結し、代わりに地方条例を適用し、現在コンコルダートで保障されている財政援助をカットする----これもフォン・ガーレン司教にはわかっているはずだ」²⁰⁾。

コンコルダートとは、国家とカトリック教会との管轄領域を取り決めた政教条約のことであり、ナチス・ドイツとローマ教皇庁との間に、1933年7月20日に締結されたものである。その第1条には、ドイツ帝国はカトリック教会の告白と公の実行との自由を保障すること、第5条には、聖職執行にあたっては、聖職者は国家官吏と同様の保護を国家より受けること、第32条には、このようなカトリック教会の権利と自由を守るために、ドイツ国内の聖職者や教団僧が政党に加入したり、政党のために活動することを禁じる²¹⁾等が明記されている。カトリック教会の聖職者に限らず、法律上登録されたキリスト教会の聖職者は、信徒からの献金以外に、国家官吏と同様の俸給を国家から受け取ることができたのである。この聖職者に対する財政上の保護を、ヒトラーは戦争終了後、剥奪しようと考えていたわけで、ガーレン個人の進退問題にとどまるものでは決してなかった。ヒトラーは次のようにも述べている。

「コンコルダートが廃止され、それに伴う財政援助が断ち切られると、教会の収入源は会衆の献金だけになる。おそらく現在、国家からせしめている金の3パーセント程度しか入らなくなるだろう。そうなれば、司教どもはうちそろって地方長官の足元ににじり寄って哀れみを乞うことになるだろう」²²⁾。

この文面からヒトラーのキリスト教会に対する真意がどこにあったのかは、もはや明らかであろう。キリスト教を内面的事項として信仰することは、ナチズム期においても法的に認められていた。しかし、いったん信仰から発する外的行為が、ヒトラー・ナチスの政策と抵触するとき、キリスト教は抑圧される側に回るのである。クライシヒの発言も、ガーレンの説教も、その例外ではなかった。違法行為として当局の検討対象となったのである。この点については後

でも触れよう。

さて、クライシヒの抗議の第3の特徴は、クライシヒがT4作戦に対する法的根拠を求めているということである。ともすればわれわれは、ナチズム期はヒトラーを頂点とする独裁国家の時代であり、法律は無視されてきたと考えがちである。しかし、ナチズム期ほど新たな法律が次々と公布され、施行された時代はほかになかったであろう。たとえば、ユダヤ人関係の立法だけでも百以上は公布されているのである²³⁾。抑圧立法とはいえ、法的根拠なくしては、ユダヤ人の権利の剥奪も不可能であったということである。とはいえ、例外措置もたしかに存在し、その最たるものが、T4作戦とそれに続くユダヤ人の絶滅収容所における殺害行為であった。

かつてエルンスト・フレンケルは、ナチス国家が無制限な専制と暴力を行使しうる「大権国家」と、資本主義経済に見合った制定法に基づく「規範国家」からなる「二重国家」であることを指摘した（『二重国家』）。これに対して、フランツ・ノイマンは、法律の形式構造が「個々の措置」によって破壊されたという認識から、ナチズム期における「法治国家」それ自体の存在を否定した（『ビヒモス』）²⁴⁾。この論議にここで決着をつけることはできないが、少なくともナチズム期においても、「形式的に正当な手続きで制定された法」（ヴェーバー）が存在し、この法に従ってゆくことが民族に課せられた義務であったことは間違いない。とくに、司法官であるクライシヒにとって、現行法を遵守することは職務上の厳格な義務にほかならなかった。

安楽死については、1935年に司法省の刑法委員会で、刑法学者のG・グライスパツハが次のような公式見解を表明している。(1)「生きるに値しない生命」の根絶については認めることはできないこと、(2) 死の補助は、末期患者の延命を医師が中止する場合にのみ可能であり、それ以外には認められないこと、(3) 安楽死の規定を刑法に盛り込むことは、権利の濫用の恐れもあり、反対であること²⁵⁾。要するに、安楽死の名において、生命を断つことは刑法上の「故意の殺人」にあたるということである。クライシヒはこのことを十分に認識していた。そればかりか、ナチスのT4作戦への道先案内となった、刑法学者ビンディングと精神科医ホッヘ共著の『生きるに値しない生命の根絶の許容』（1920年）を引き合いに出して²⁶⁾、ビンディングが提示した安楽死の法的可能条件でさえ、ナチスの措置は満たしていないと訴えるのである。その裏には、安楽死の詳細な可能条件を提示したビンディングとホッヘの著書が、ヴァイマル期の医師や神学者・牧師層の間でほとんど同意を得られなかった以上、当該T4作戦などもってのほか、という意識がクライシヒに強く働いていたということがある。クライシヒは悪名高い著書を逆手に取ることによって、ナチスのT4作戦の非人道性を告発しようとしたのである。

ビンディングが提示した安楽死の法的可能条件については、別なところで述べておいたので、ここでは省略する。ただ患者に対する安楽死の決定においては、主治医、精神科医、法律家の3名からなる鑑定委員会を設け、安楽死の決定以後も申請者である患者本人あるいは家族からの異議申し立てが認められていたことは重要である。クライシヒもこの点を突いている。安楽死の法的可能条件の提示という点からすれば、ナチスのT4作戦の源流をビンディングとホッヘの

著作に求めることはできないだろう。ナチスのT4作戦は、まさにフレンケルの言う「大権国家」ないし「措置国家」の側面を代表していたからである。

ところで、法的要請という点では、クライシヒの場合と若干視点は異なるが、ガーレン司教の抵抗についても同様のことが言える。ガーレンは8月3日の説教で、安楽死の非人道性を信徒に訴えただけでなく、司法当局にも刑事告発を行ったことを明らかにした。ガーレンは1941年7月27日にミュンスターの州裁判所の検察庁に、障害者である民族同胞がマリエンタールの治療施設からアイヒベルクにある施設へ移送され、そこで故意に殺害されていることを聞き知ったために刑事告発をしたのである²⁷⁾。当時の帝国刑法139条には「生命に対する犯罪をもくろんだことを本当らしいと知り、かつ官庁または被害を受ける者に適時通告しない者は---刑罰に処せられる」というものであり、ガーレンの告発はこの法律に基づいてなされた合法的行為であった。

告発を受理した検察庁の方も、起訴法定主義、すなわち刑事訴訟法152条に基づき、法律上十分な根拠のある場合には、殺人などの犯罪行為に対して提訴することが義務づけられていた。もっとも、この法律条文は、ナチスの政権掌握後も有効であったが、政治上の配慮が優位するために、検察庁は上級官庁に報告し、指示を待つのが通例となっていた。結局、ガーレンの告発による検察庁の捜査は開始されず、逆に、説教壇の濫用および詭計防止法違反によるガーレンの訴追が検討されたわけである。

ガーレンの訴追の根拠とされた詭計防止法は、次のような行為を行った者に、軽懲役が科せられるという内容であった。すなわち「故意に帝国の福祉、帝国政府の名声、ナチスおよびその構成員の名声を傷つけるのに値する不真実、あるいは極めて歪曲された事実の主張を行う者、あるいはそれを言い広める者」(第1条)、または「国家ないしナチスの指導的人物に対して、もしくは彼らの命令ないし彼らによって作り出された諸制度に対して、その政治指導に対する民族の信頼を損なうに値する証言を、陰險な、扇動的な、卑劣な心情によって公然と行う者」(第2条)である²⁸⁾。要するに、T4作戦が秘密裏に行われ、形式上・法制上、安楽死行為は「存在しなかった」、あるいは「存在しないことになっていた」ために、ガーレンの側に違法性の可能性があると見なされたのである。ナチスの方が詭計防止法違反に当たりそうな事例であるが、少なくとも、ナチズム期の法運用においては、一事が万事このように進められていったと考える方が真実に近いであろう。

このことは、クライシヒの抗議・抵抗の帰結に対しても認められるところである。クライシヒは、逮捕・訴追は免れたものの、最終的には裁判官職を取り上げられ、罷免を余儀なくされるのである。クライシヒの抗議・抵抗の帰結について以下で少し述べておこう。

I-3. クライシヒの抗議文の帰結

クライシヒは、抗議文を提出したあと、司法省の司法大臣代理の国務長官ローラント・フライスラーに呼び出され、会談する。フライスラーはのちの1942年に、ベルリンの民族裁判所の長官となり、ユダヤ人絶滅計画にも参加したことでつとに知られている。ナチスに抵抗・反逆する犯罪については、「死刑執行人」としての役割を十二分に果たした人物である。このフライスラーが、会談においては、クライシヒを歓迎し、クライシヒを批判するような言動を発しなかったことは1つの驚きである。彼は、クライシヒの抗議文に対して、次のような示唆を与えたのである。(1) 安楽死計画は総統ヒトラーの指令で行われているようであること、(2) 総統ヒトラーの指令そのものが法であると考えられているらしいこと、(3) 安楽死措置を保証するための法が必要であり、法案については総統官房と協議する予定であること²⁹⁾。

(1) と (2) を伝聞形式で書いたのは、1940年7月の時点では、いまだ司法省にT4作戦の具体的な経過について、当局より正式には知らされていなかったからである。司法省は当初から安楽死計画には全く関与しておらず、司法省職員に対しても、当局側の秘密厳守が実行されていた。(3) については、1940年10月に安楽死法案のための会議が開かれ、安楽死法案のヒトラーへの提出が決定されたが、総統官房主導下で法案作成が行われたために、実際には会議のメンバーにフライスラーは加えられてはいなかった³⁰⁾。総統官房と司法省との確執を示すものとして注目に値しよう。

ところで、このフライスラーの示唆に対して、クライシヒはことのほか当惑したようである。とくに、総統ヒトラーの指令そのものが法であるという思考に対しては、「驚いたことに」(zu meinem Erstaunen) と率直に記している³¹⁾。今日では、ナチズム期のヒトラーの指令そのものが法であったと考えられがちであるが³²⁾、当時の司法官においては、必ずしもヒトラーの指令が法であるとは考えられていなかったわけである。このことは、フライスラーが「声を大にして」(mit erhobener Stimme) 安楽死法の必要性をクライシヒに訴えたことから³³⁾、またヒトラーの秘密の「安楽死指令文書」の存在を認識しているにもかかわらず、刑法上の「故意の殺人」から免れるために、安楽死法を作成しようとしたT4作戦の実行者たちの態度からもわかるだろう。

ともあれ、この会談をきっかけにクライシヒは、彼の管轄区域であるブランデンブルクの治療-養護施設から患者の移送を行うにあたっては、当該施設長に彼の承諾が必要である旨の指示を与えるよう、司法省に依頼する。こうすることによって、安楽死殺人を合法的に阻止しようと彼は考えたのである。しかし、司法省からの返答はなく、結局、自らの責任において、かかる指示を直接に各施設長に発したのである。この行為は法的根拠がなく、越権行為に当たるため、ブランデンブルク州の知事からクライシヒに指示撤回の要請がなされたが、彼は断固撤回に応じなかった。このような状況のなかでクライシヒは、1940年11月13日に司法大臣ギュル

トナーに呼び出されることになる。ギュルトナーは、ようやく入手した1939年9月1日付のヒトラーの秘密文書の写しを示し、殺害の根底にはヒトラーの文書による指令があるため施設への指示を撤回すべきこと、もしヒトラーの意思を「法源」として承認しないならば、ドイツ官吏法第71条に基づき、裁判官職の罷免を行う可能性のあることを彼に勧告したのである³⁴⁾。

そのときのクライシヒの対応は興味深いものである。クライシヒは、ヒトラーの指令および秘密文書の法的効力を主張するギュルトナーへの「驚き」を表現するために、ドイツ民法第1条を持ち出すのである。つまり、ドイツ民法第1条では、権利能力は、人の出生が「記載される」ことによって確定される。にもかかわらず、ナチズム国家は、出生が「記載されている」ユダヤ人の権利能力を認めようとはしない。「ユダヤ人はかつての奴隷のような意味での法秩序の客体なのか」。「これを法拘束的と言ってよいものなのか」³⁵⁾。このようにクライシヒはギュルトナーに応答するのである。つまり、成文法である民法で、ユダヤ人の権利能力は形式的に認められている。にもかかわらず、ナチスはこの規定を反故にしている。この点からしても、法形式になっていないヒトラーの指令を承認することなどできないというわけである。

ギュルトナーの勧告を振り切ったクライシヒは、2週間ほどのちの11月30日に、司法省に対して次のような確定的な回答をしている。

「11月13日の会談で司法大臣によって打ち明けられた事実によりまして、私は治療－養護施設収容者に施された措置が適法であるという点につきましては、納得がゆかないのであります。従いまして、後見裁判所裁判官としての私の監督のもとにある収容者を、私の承諾なしに他施設へ移送することはできない、という施設長への私の指示を撤回することはできません。それゆえに、また私が行いました宣誓に鑑みまして、法律の許可のもとで私を解任することをお願いする次第であります」³⁶⁾。

クライシヒはこのあと休職を命じられ、実質的な裁判活動は完全に停止する。正式の解任は1942年7月1日以降であり、これはギュルトナーが勧告したように、ドイツ官吏法第71条に基づくものであった。1937年1月26日に制定されたドイツ官吏法第71条は、官吏がナチズム国家に奉仕し続ける保証がなくなった場合には、総統ヒトラーは官吏を罷免できるというものである。これには、帝国内務大臣の了解のもとでの、最上級官庁の動議が前提となり、この動議を正当化する諸事実が、官吏からの聴取をも含めた審理手続きにおいて確認される必要があった³⁷⁾。クライシヒに対する法的手続きは正当に行われたが、最終尋問から罷免の決定まで2年近くかかっている。クライシヒ自身がナチスに抵抗し、自らの解任を要求するほどであるから、決定までにさほど時間がかからないと考える向きがあるかもしれない。しかし2年の歳月を要したのである。

その要因の1つは、ナチスの官僚制的組織の弊害として、審理指導官を中心とする審理 → 審

理指導官による最終報告書の作成 → 最終報告書の司法省への提出 → 司法省による帝国官房長への罷免動議 → 帝国官房長による総統ヒトラーへの罷免動議の提出 → 総統ヒトラーの決定というように下から上へと証拠文書を上げていく必要があったことである。ナチズムの組織が徹底的な官僚制的組織であったことは、別稿で指摘したとおりである³⁸⁾。今1つは、審理指導官がクライシヒの抗議に関する最終報告書(1941年3月)をまとめるのに多少の時間が必要であったということである。つまり、クライシヒの抗議行動は、T4作戦が最初ではなかったのである。

以下では、クライシヒの略歴と人となり、彼の他の抗議行動とその根拠、そしてこれらに対するナチス当局の対応等を検討することによって、ナチズムの病理の一端を浮き彫りにしてみたいと思う。

Ⅱ．クライシヒの略歴・人となりとナチズムに対する抵抗

クライシヒは、1898年10月30日にザクセン州のフレーアに生まれた³⁹⁾。高校卒業資格臨時試験を受けた後、1917年1月から1919年2月までのほぼ2年間、第1次大戦に従軍。前線兵士として参加し、鉄十字2等勲章および前線戦士十字章を受章している。1922年に結婚。4人の息子の父親となる。第2次世界大戦では1939年8月から11月まで下士将校として従軍した。

1919年から法学を学び、1922年に第1次国家試験(Referendarprüfung)を受け、「良」の成績で合格。翌年法学博士号を取得。1924年には第2次国家試験(Assessorexamen)を受け、同じく「良」の成績で合格した。1925年7月に判事補となり、1928年5月1日から1937年1月31日までの9年近くの間、ケムニッツの地方裁判所裁判官として活動。その後、1937年7月31日まで自らの意志で、無給で農業の修得のために休職した。1938年8月1日にブランデンブルクの区裁判所参事官に異動。安楽死計画に抗議するのは、この区裁判所参事官の時代である。1940年12月10日に、種々の抗議行動のため休職処分となり、その後解任される。

ナチスの権力掌握以前に、クライシヒは政党や政治団体に所属していなかった。しかし、1928年から1933年までの間、彼は社会諸問題、とくに失業問題に熱心に取り組んでいる。この問題については、ミュンヘン暴動に参加し、ナチスの組織者として著名なグレゴア・シュトラサーと手紙のやりとりをした。シュトラサーは政策上、ナチスと国防軍および共産主義者との協力を説き、またレームと謀って総統の地位を覆す人物ということが噂となり、1934年のレーム粛清事件で暗殺されている。

1933年のナチスの政権掌握後、クライシヒは、ナチス黨員にはならなかったが、職務上、「ナチス・ドイツ法律家同盟」「ドイツ官吏帝国同盟」「帝国防空同盟」⁴⁰⁾、そして「外国におけるドイツ人協会」に加入した。彼はこれらの団体においては「協力的に活動しなかった」。1934年には、ドイツ官吏帝国同盟の構成員および法律専門部の集会参加義務の問題について、法律専門

部と見解の相違をもった。ザクセン大管区長官は、ザクセンの司法大臣に職業官吏法に基づく彼の解任を進言したが、これは実現されなかった。

クライシヒは裁判官としては優秀であり、彼の上司であるケムニッツの地方裁判所所長は、クライシヒについて、「包括的な知識と関心をもつ非常に有能な裁判官。よき民事裁判官にして刑事裁判官。非常な仕事ぶり。独立した身分にふさわしい。非の打ちどころのない指導」と書いている。またドレスデンの上級地方裁判所所長は、クライシヒの人となりについて、「率直で、尊敬に値する性格の持ち主。非常に責任意識があり、良心的である。誰に対しても勇ましく自分の意見を主張する」と書いている⁴¹⁾。ただ政治上の信頼性については、クライシヒが告白教会の一員となり、ナチス当局を批判したために、「疑わしい」とされている。

先にも述べたように、クライシヒが「告白教会」に所属したのは、1934年10月のことである。所属以来、非常に積極的に活動し、ザクセンでは告白教会会議の議長であった。この資格で彼はたびたび講演者として登壇した。1935年2月13日にノイ教会で講演を行い、この講演のなかで告白教会の支持者に対する国家の態度を批判した。この彼の講演がもとで、ザクセンの帝国総督は、1935年3月に新たに職業官吏法に基づくクライシヒの解任要求を表明した⁴²⁾。しかし、この解任要求も、当時ザクセンで進められていた、教会管轄事項における宥和に支障をきたすという理由から見送られたのである。

1937年のブランデンブルク区裁判所への異動のあと、クライシヒは古プロイセン合同会議、ベルリンの告白教会・管区兄弟評議員会議、そしてブランデンブルク地区評議員会議の構成員となった。1938年6月12日には、説教壇告知についてのプロイセン告白教会会議の決議に参加した。この集会において、前年ダッハウの強制収容所に送り込まれたマルティン・ニーメラー牧師やそのほかの牧師に対する国家の措置を、「平和を脅かす、ときには陰悪なやり方で論じた」と当局に受け取られたために、クライシヒに対してベルリン検察庁は、説教壇の濫用についての刑法第130条a違反および詭計防止法第2条違反のかどで調査手続きを開始するのである⁴³⁾。この適用法規はガーレン司教に対するものと全く同じである。ともあれ、この調査手続きは1939年9月1日の国防軍のための総統および帝国宰相の恩赦に基づき、翌年中止されたのである。

1939年4月23日と30日に、クライシヒは、告白教会の信者の隊列の先頭に立って、ブランデンブルクのセント・ゴットハルト教会において、「合法的に」任命された牧師の礼拝説教を阻止しようとした。1939年4月23日には「計画が成功し」、礼拝が告白教会に所属する停職処分中の牧師によって行われた⁴⁴⁾。一方、4月30日の方は、警察官吏の介入によって阻止された。この事件も、住居侵入罪や礼拝妨害の疑いで、ポツダム検察庁における調査手続きの対象となったが、総統の国防軍に対する恩赦に基づき中止されたのである。その後のT4作戦への抗議、司法大臣の勧告拒否、休職・罷免の事実についてはすでに述べたとおりである。

以上のように、クライシヒの抗議行動の根底には、神の命令と人間の命令が衝突する場合には、「神の教えにのみに従う」という彼のキリスト教信仰があった。もちろん、「神の教え」と

言っても、彼が正統と考える「聖書解釈」に従ってゆくこと、またそれを実践する告白教会の行動に従ってゆくということである。彼は、この観点から、ナチズムの国家措置、とくに教会を管轄する帝国大臣の措置を、さらには国家によって承認された教会幹部の措置を、キリスト教の本質および教会の本質に矛盾し、不法と見なしたのである⁴⁵⁾。

クライシヒのナチス当局や上司に対する抗議・批判はこれ以外にも数多く存在する。以下ではクライシヒのどのような抗議・行動が、ナチス当局にとって「不快」であったのか、また問題であったのかを手元にある資料から検討してみよう。

II-1. ナチス当局が問題としたクライシヒの抗議・行動

ナチス当局、あるいはクライシヒの職務上の上司が問題とし、非難の対象となった事例は、安楽死計画のような機密事項へのクライシヒの抗議だけではない。実に些細な事柄まで、懲戒処分の検討対象となっていたのである。以下にいくつかの具体的な事例を挙げ、これらに対するクライシヒの理由・弁明について列挙しておこう。なお、上で述べた宗教上の事柄についても必要に応じて提示する。

(1) ケムニッツの地方裁判所のレセプションにおいて行われていた、総統の講話中に会場を退場した（「1935年10月の帝国司法省へのドレスデン上級地方裁判所所長の報告」）。クライシヒは退場しなかったと弁明し、この主張を行った上司とは対立が続く。真偽のほどは確認されず⁴⁶⁾。

(2) 1933年5月1日、ナチスの示威行進の直前に行われた区裁判所所長の講演中に、講演会場であるケムニッツの陪審裁判所ホールを、総統像の除幕の前に立ち去った（「1935年11月の帝国司法省・人物調査部局長への区裁判所所長の報告」）。クライシヒによれば、区裁判所所長が講演のなかで、多数の官吏からなる聴衆の立場を配慮せず、彼の告発的な言葉によって聴衆を侮辱したからである。クライシヒが退席したのは、区裁判所所長の次のような発言(<>の箇所)のときである。

「われわれは、数々の事件に対するわれわれの態度の多くが間違っていたことを認め、率直に受け入れたい。われわれは、<客観性というものに閉じ籠もらなければならないとしばしば信じていたが、ドイツの街頭では筆舌に尽くし難い犠牲を払って、ドイツ民族の解放のための闘争が行われていたことを認め、率直に受け入れたい。われわれは事務室に閉じ籠もり、この闘争の意味や意義をほとんど認識しなかったのである>---- 今日ようやく民族全体が、すなわち、官

吏と並んで労働者が、一般職員と並んで上級官吏が全員、総統とドイツに奉仕する意思をもってのみ行進するのである」⁴⁷⁾。

クライシヒは、客観性・中立性を標榜する国家官吏の前で、官吏の義務を否定するかのような発言をした区裁判所裁判官の見識に抗議したのである。と同時に、ナチスに対する嫌悪感も抗議のなかに込められていた。

(3) ケムニッツの地方裁判所で行われた共同の寄付事業に参加しなかった(帝国司法省へのドレスデン上級地方裁判所所長の報告)。クライシヒによれば、彼がすでに1930年から31年にかけての冬に、故郷フレアの困窮共同体を設立し、自らの財産のほとんどを福祉事業に用いてしまったからである。

(4) ドイツ官吏帝国同盟の法律専門部の夕べに出席しなかった。クライシヒによれば、専門部における不寛容の精神、傲慢の精神、自己顕示欲の精神に彼が気づき、それに対する抗議のためである。またケムニッツの地方裁判所所長の新任紹介の際、総統に対する「ハイル(万歳)！」三唱が指示されていたにもかかわらず、最初だけ軽く口を開き、そのあと沈黙してしまった(帝国司法省へのドレスデン上級地方裁判所所長の報告)。これについてのクライシヒの弁明はない。

(5) 1933年の「ナチス革命」によって罷免された民主主義的・共産主義的心情の持ち主、地方裁判所所長ツイールと親交をもった(帝国司法省へのドレスデン上級地方裁判所所長の報告)。クライシヒによれば、彼が長い間、ツイールの法廷の陪席判事であり、ツイールと仕事上のつきあいがあったからである。また困窮のなかにあったツイールの引っ越しの際の援助をしたが、それはキリスト者としての当然の義務からである。

以上に見られるように、懲戒手続きで取り上げられた宗教関係以外のクライシヒの行動は、実に些細な事柄まで及んでいるのである。講演中に退席したこと、職場の寄付事業に参加しなかったこと、加入団体の集会に出席しなかったこと、ヒトラーを賛美する「ハイル！」という声を上げなかったこと、そしてナチスによって罷免された人物と交際したこと等々。しかし、このような些細な事柄をことさらに強調することによって、ナチスの抵抗者や敵対者を排除してゆく手法がナチスの特徴なのである。

たとえば、「ナチスの桂冠法学者」と言われたカール・シュミットが、1936年にナチスの要職から身を引かざるをえなかったのは、親衛隊の保安課報部による内部調査が原因となったものである。保安課報部は、シュミットに不利になる言動や行動記録を、シュミットの敵対者やシュ

ミットに嫉妬を抱く同僚の法学者からの内部告発を中心に収集し、シュミットの反ナチズム性を暴露したのである。

たとえば、(1) 1936年10月に反ユダヤ主義の大会を開催したシュミットが、実はユダヤ人と友情関係を持ち、ユダヤ人を自宅に招待したり、ユダヤ人の友人宅を訪問したりしたこと、(2) シュミットの『政治神学』の2版(1934年)で、ナチスと折り合いのつかない初版(1922年)の何ヶ所かを削除したこと、(3) 『ローマカトリシズムと政治形態』(1923年)で、カトリック教会の政治的使命に対する信条告白を行ったこと、そして(4) ナチスの法指導者フランクと司法大臣ギュルトナーの権力闘争に関わらないために、ドイツ法・アカデミーの大会を欠席したこと等々⁴⁸⁾。これらについて、1冊の書物が書けるほどの資料を用いて事細かに検証しているのである。

クライシヒとシュミットの政治的信条や宗教的信条は全く異なるが、ナチズムに敵対する者、あるいはナチズムの外観を装っている者に対するナチスの非難は辛辣であり、病的と思われるほどである。また一見些細な事柄をあげつらっているように見えるが、究極的にはナチスの権威と世界観に抵触する部分を徹底的に批判していることがわかるのである。

クライシヒに対する総統像除幕直前の退場や「ハイル！」の拒否は、ヒトラー・ナチスの権威を損なうものであるし、ナチスに罷免された民主主義的・共産主義的な心情をもつ人物との交際や告白教会員としてのナチス安楽死計画批判は、反民主主義や反共産主義、アーリア至上主義や反ユダヤ主義、そして優生思想というナチスの世界観に抵触するものであった。またシュミットのユダヤ人との交際やカトリシズムへの信条告白も、反ユダヤ主義やナチスの権威侵害に関わる事柄にほかならない。しかし、クライシヒが罷免された最大の要因は、ナチスへの奉仕をキリスト教信仰を理由として拒否した点にある。この点について、1941年5月10日の帝国司法省のクライシヒ罷免の動議を提示することによって検討しておこう。

II-2. 帝国司法省のクライシヒ罷免の動議について

帝国司法省は、審理担当官の最終報告書を受けて、1941年5月10日にクライシヒ罷免の動議を帝国官房長宛に提出した。司法大臣のギュルトナーがその直前に逝去したために、司法大臣代理のパラフェ・シュレーゲルベルガーの署名によって提出されている。この動議文書において⁴⁹⁾、司法大臣代理は、クライシヒの数々の抗議行動が審理手続きによって裏づけられたが、それらは卑劣な心情から出たものではなく、宗教上の信仰から出たものであること、それゆえに懲戒処分については総統の恩赦が適用されるべきことを主張したうえで、動議理由を次のように述べる。

「クライシヒ博士が様々な手続きのなかで述べた陳述に基づきまして、私は彼がナチズム国家に奉仕し続けることがもはやできないという確信に到達いたしました」。

これは、先にも述べたように、ドイツ官吏法第71条に基づく罷免動議である。官吏がナチズム国家に奉仕し続ける保証がなくなった場合には、総統ヒトラーは官吏を罷免できるというものであり、本案件では、帝国内務大臣の了解や、動議を正当化する諸事実の確認といった、罷免動議の前提となる手続きも正当に行われている。では具体的に、どのようなクライシヒの陳述内容が動議を決定づけたのだろうか。動議文書では8つほど陳述内容の具体例が挙げられているが、ここでは重要なものを4つ記しておこう。

(1) 1939年5月3日、ポツダムの国家警察に対して：「1933年と比べまして、現在ナチスに入党することに対しましては、重大な良心的疑念を抱いております。----たしかに、党綱領によれば必然的というわけではないのですが、実際にはキリスト教に敵対する強い力が党のなかに入り、それが決定的であるということなのです。その限りで、今日、私が入党するといたしますならば、そのこと自体が、私のキリスト教信仰に対する真実を隠蔽する証であることでありましょう」。

(2) 1939年8月19日、ベルリン上級地方裁判所所長の担当官に対して：「私は、キリスト者としての私の義務から行為をしてきたという見解をもっております。官吏としての私の義務との衝突が考えられます。それにもかかわらず、私は良心的に行動することが、私のより重要な義務であると考えております」。

(3) 1940年3月19日、審理指導官に対して：「表面的な繁栄の外観にもかかわらず、法の精神的な衰弱が進行している状態を、法哲学上も神学上も同一の現象に帰着しなければならないことは、----事態の本質に属することです」。

(4) 1940年3月19日、審理指導官に対して：「私は、法の危機ゆえに償われぬままの不法を認めなければなりません。この不法は、人間の道徳的能力のなかには法に対する保証が存在するのだという私の持論を、二度とふたたび主張することができないと思われるほどのものなのです」。

以上のクライシヒの陳述を見ると、歴史的、社会的に見て、2つの重要な問題が浮かび上がってくる。その1つは、クライシヒ個人から発する信仰の問題であり、今1つは、ナチズム国家が法治国家としての体裁を整えていたのかどうかという問題である。以下では、この2つにつ

いて理論的・思想的に検討しておこう。

Ⅱ-2-1. クライシヒ個人の信仰の問題 — 国家と個人 —

第1の点については、国家権力と個人の信仰が衝突する場合、いずれを優先するのかという問題である。これは何もクライシヒに特有の問題ではなく、聖書におけるイエスの「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に」（「マタイによる福音書」22章21節）やパウロの「人は皆、上に立つ権威に従うべきである。神に由来しない権威はなく、今ある権威はすべて神によって立てられたものだからである」（「ローマ人への手紙」13章1節）の解釈上の問題に通じるものである。また思想的・社会的に見ても、この問題は、近代以降の国家権力と宗教、権力と自由、官権と私権の緊張関係をめぐる普遍史的問題として位置づけられよう。

周知のように、ヴェーバーは、このような問題を、現世の法則と福音の法則、祖国の法則とキリスト教の法則という「2つの法則」の緊張関係の問題として捉えた（1916年）。また晩年の講演「職業としての政治」（1919年）では、この問題を、信条倫理と責任倫理の緊張関係の問題にまで昇華させている。

ヴェーバーによれば、福音書は、この世界が「世俗的」文化の世界、したがって「被造物」の美、尊厳、名誉、偉大さの世界たらしめるときには、究極的に一切の法則に対して反対の立場に立つ。これに対して首尾一貫した態度を取らない者に対しては、権力闘争の可能性と不可避性を内包する「現世の法則」に自己が結びついていること、およびこの法則の内部でのみ「日々の要求」をかなえることができることを認識すべしとする⁵⁰⁾。また別のところでヴェーバーは、専門官吏と政治指導者の質的相違に触れ、官吏にとっては、その上級官庁が官吏自身には間違っていると思われる命令を発したとしても、この命令を上級官庁の責任において「誠実かつ正確に執行できることが名誉である」と言う。これに対して、政治指導者の名誉は、「自己の行為の責任を自己一人で負うところであり、この責任を拒否したり転嫁したりすることはできないし、また許されない」とするのである⁵¹⁾。

このヴェーバーの見解に従うならば、クライシヒの抗議行動は福音主義の立場の貫徹であり、官吏のエートスではなく、むしろ政治指導者のエートスからの行動と言ってよいだろう。もちろん、日常的には、クライシヒが職務上の義務に忠実で、しかも優秀な官吏であったことは、上司の評価からも明らかである。しかし、いったん官吏としての義務と自己の信念が対立する場合には、躊躇せずに後者を選択したということである。言い換えれば、クライシヒの内面においては、キリスト者としての、また告白教会の支持者としての義務が絶対的に優位にあったということなのである。

一方ナチスの世界観に関しては、入党し、ナチスに協力することをキリスト教信仰に矛盾す

るものと見なす。クライシヒが陳述(1)のなかで指摘した、ナチスの「党綱領」とは第24条のことで、そこには次のように記されている。

「われわれは、国家の存立を危うくせず、またはゲルマン人種的美俗・道徳観に反しない限り、国内におけるすべての宗教的信仰の自由を要求する。わが党は、かくのごときものとして特定の宗派的信仰に拘束されることなく、積極的キリスト教の立場を代表する」⁵²⁾。

ゲルマン人種的美俗・道徳観に反しないキリスト教など実質的にはありえないわけで、クライシヒはこの点を強調したのである。またここで言う「積極的キリスト教」は、のちになって次のように具体化された。(1) ユダヤ人の書である『旧約聖書』を放棄すること、(2) キリストをユダヤ人に殺されたゲルマンの殉教者に仕立て上げること、(3) ヒトラーを新たな救世主とすること、(4) ドイツ・キリスト教の象徴として、鉤十字が現在の十字架に取って代わること、(5) ドイツの土地、ドイツの血、ドイツの魂、ドイツの芸術を、ドイツ・キリスト教にとって最も神聖なものとする⁵³⁾。

このような思考にクライシヒが抵抗を感じるのは当然と言えよう。体制側のドイツ・キリスト者は、このようなナチスの見解に正面から抵抗せず、むしろ服従したわけで、告白教会との間に「教会闘争」が生じたのも肯げよう⁵⁴⁾。

ともあれ、国家の全体性の要請を不当と考えるクライシヒは、説教壇の濫用や詭計防止法に見られる、教会の管轄領域にまで干渉する法の存在を断固拒絶する。次々に法が制定される一方で、ナチスに抵抗する善良な牧師や司教が逮捕され、強制収容所に送られている。陳述文(3)の「表面的な繁栄の外観にもかかわらず、法の精神的な衰弱が進行している」というのは、このような状況を指す。彼にとって、かかる状況を根拠づける命令権限は「不法」の極みであり、法的安定性を完全に損なうものと思われたのである。この法的安定性への問いかけが、第2のナチズム国家が法治国家としての体裁を整えていたのかどうかという問題にほかならない。もっとも、この問題にここで早急に決着をつけることはできない。というのも、法治国家の概念自体が多義的であり、法治国家論については優に何冊もの書物を書く必要があるからである。とはいえ、以下で問題提起をし、暫定的な解答を用意することは可能であろう。

Ⅱ-2-2. ナチズム国家が法治国家としての体裁を整えていたのかどうかについての問題

— ヴェーバー、シュミット、フレンケル、ノイマンの理論を手がかりに —

この問題は、たとえばヴェーバーの合法的支配の理論、シュミットの合法性と正当性をめぐる論議、ユルゲン・ハーバーマスのヴェーバー合法性論批判、そして、先に少し触れた、フレ

ンケルの二重国家論やノイマンのナチズム無法国家論に深く関連している。

周知のように、ヴェーバーは正当的支配の三類型の1つとして合法的支配を構想した。合法的支配は、制定規則に基づく支配で、最も純粋な型が官僚制的支配である。この基本的観念は「形式的に正しい手続きで定められた制定規則によって、任意の法を創造し、変更しうる」ということにある⁵⁵⁾。一般に近代以降の制定法規は、立法機関（議会、国会）で制定されることになっているから、立法機関において正当な手続きで成立した法であれば、内容がいかようなものであれ、執行されるということになる。もちろん、ヴェーバーの念頭には、三権分立主義があり、制定法の執行は行政機関の役割になっている。

ヴェーバーの合法的支配論で問題になったのは、形式的に正しい手続きで成立した制定規則が行政機関によって執行されるとするならば、ナチスが執行したような様々な抑圧法に従うことも「合法的」ということになり、正義にもとめるのではないかといった批判である。クライシヒヤガーレン司教の抗議行動に対して適用された、帝国刑法や詭計防止法も、またクライシヒの罷免動議に対するドイツ官吏法も、形式的に正しい手続きで制定された法という点では一般にも認められるところである。この点に関連してハーバーマスは次のように言う。

「ヴェーバーは、政治上の立法者が---法的に制度化された手続きに従って法と定めるものを法とする実証主義的法概念を支持した。このような前提のもとでは、法と道徳との親縁関係から法形式を正当化する力を引き出すことはできないのである」⁵⁶⁾。

ハーバーマスは、ヴェーバーの合法的正当性論に、正義や道徳性の顧慮される余地が全くなく、合法的支配がいかにして正当化されうるのかという「根拠づけの原理」が欠如していることを批判するのである。これは同時に、ヴェーバーの理論が、間接的にナチス支配の正当化に力を貸したという批判をも暗に指示している。ハーバーマスのこの指摘は、ある意味で正当である。周知のように、ナチスの政権掌握も「合法的に」行われたのであるが、それが正当であるのかどうかは、ヴェーバーの合法性の論理からすれば、問うことができなくなってしまうのである。もっとも、ヴェーバーの場合には、正義や道徳性の意味内容自体の多元性を出発点としたうえでの概念規定という点に注意すべきだろう。合法的支配だけでなく、カリスマ的支配や伝統的支配の構成においても、ヴェーバーの価値意識は極力回避されているのである。

シュミットの場合は、ヴァイマル末期の法的・政治的状況を念頭に置き、理論構成がなされている。シュミットは1932年に公刊された『合法性と正当性』において、「合法性」と「正当性」はもはや一致するものではなく、対立するものと見なし、結論的にはハーバーマスと同じように、ヴェーバーの言う「任意の法」は「価値合理的な基礎に基づき制定することはできない」と考えるのである⁵⁷⁾。正当性の根拠を最終的には最高の立法者にして最高の裁判官、また最高の命令権者である主権者の決断に求める点は、より具体的であるが、決断の意味内容の

根拠づけを明示していない点は、ヴェーバーの合法性理論の難点とさして変わるところがないのである。シュミットはのちに、この主権者と総統ヒトラーを同一視したことが要因の1つとなり、「ナチスのイデオログ」、あるいは「ナチスの桂冠法学者」といったレッテルを張られることになる。

シュミットに卓越性があるとすれば、それは法治国家を、立法国家・司法国家・統治国家・行政国家の4つの観点から考察したことだろう⁵⁸⁾。シュミット自身、法治国家という概念が多義的で曖昧であると断ったうえで、上の4つの国家概念を提示している。このなかでシュミットは立法国家を、19世紀以降のヨーロッパ大陸の諸国家において「法治国家」と解された概念と見なす。立法国家とは、立法機関である議会が、共同意思の最高かつ決定的表現である法規範を定立し、この法規範によって支配される国家のことである。法律の制定と法律の適用、立法者と法適用機関とが相互に分離していることを特徴とする。したがって、立法国家においては三権分立制度が前提となっている。

ナチズム国家においては、形式上はともかく、実質的には三権分立制度は取られておらず、立法国家と言うことはできないだろう。とくにナチズムの政治組織は、ナチス党と国家官庁機構との二重構造から成立していたが、最終的には二重構造の頂点に立つヒトラーの意向が、立法機関としての議会の意思、および帝国政府の意思に決定的な影響を与えたのである。議会は法律案を議論し、審議する場ではなく、ナチス党員の歓呼賛同による承認の場となっていた。典型的なユダヤ人抑圧法である「ニュルンベルク法」が、1935年9月にニュルンベルクで党大会が開かれたとき、同時にそこに議会も召集されて可決されたことは、きわめて象徴的と言えるだろう⁵⁹⁾。

司法国家は英米法系の国家形態で、政治的意思の最終決定権が、規範を定立する立法者ではなく、訴訟の判決を下す裁判官にあることを特徴とする。また司法国家のエートスは、裁判官が、他の政治諸機関の干渉を受けずに、直接に法と正義の名において判決を下すことにある。この意味で、制定法を超越する自然法や慣習法を訴訟過程に利用することも可能である。司法の独立が保障されていることが前提であり、ナチズム国家に適用することはできないであろう。

シュミットの分類に従えば、ナチズム国家は統治国家と行政国家の混淆型と考えることが妥当だろう。統治国家は、その意思表示が、統治する国家元首の最高的人格的意思および権威的の命令に見出されることを特徴とする。一方、行政国家は、その意思表示が、事態によってのみ定まり、具体的状況に即して適用され、もっぱら即事的・实际的合目的性の観点から導かれる措置 (Maßnahme)、指示、そして命令であることを特徴とする。シュミット自身は、「現在の瞬間にとって特徴的な『全体国家への展開』は、--- 今日では『行政国家』への転回であるように思われる」と述べている⁶⁰⁾。ナチスが政権を掌握した直後の国会議事堂放火事件の翌日(1933年2月28日)に出され、ナチス独裁への道を開いた「民族および国家の保護のための帝国大統領令」を初めとする様々な緊急令や、「暫定的な憲法」とされる「民族および帝国の艱難

を排除するための法律」(授権法)、また次々と制定されるユダヤ人立法などは、シュミットの言う措置形態に当たるといえる。また詭計防止法やドイツ官吏法も、反ナチストを取り締まるための具体的な要請から、ナチス政権掌握後に制定されたものであり、ナチスの緊急措置と言ってよいだろう。

とはいえ、これらの措置や命令は、最終的には、ヒトラーの人格的意思および権威的命令の一部と考えられるので、統治国家の要素も等閑視することはできない。総統官房主導下で作成された安楽死法も、緊急措置の典型的な事例と考えられるが、ヒトラーに反対され日の目を見なかったのである。フライスラーはこれに関連して次のように言う。「憲法に基づいた排他的な裁判官の法律への拘束に代わって、総統への忠誠において行使されうる裁判職が登場するのである」。あるいは「裁判官と立法起草者は、民族共同体および総統の意思の担い手として、また形成者として同等の価値と責任をもつのである」⁶¹⁾。ここでは、司法機関も立法機関も総統の意思の体现者であることが要請されており、立法国家としての法治国家の意識は完全に欠如しているのである。

シュミットとは語法は異なるが、「措置」という言葉を用いて、ナチズム国家の特性を指摘したのがフレンケルである。フレンケルは、ナチズム期の行政・民事・刑事裁判所の判決を通じて、ナチズム国家が、「大権国家」と「規範国家」の二重国家からなる国家組織であることを主張する。フレンケルによれば、大権国家とは、政治領域が、法や権利によって規制されず、恣意的な措置によって支配される統治体制のことである。そこでは、党、親衛隊、秘密警察、治安警察、特別裁判所等に所属する有力な官吏が、自由裁量という特権を行使することが可能である。たとえば、警察当局が、司法部によって無罪判決を下された人物を無期限に強制収容所に入れ、民事法廷で下された判決を排除したりする事例がそれである。フレンケルはこれらの事例を「法的行為と恣意的行為の共存」と呼んでいる⁶²⁾。したがって、ここで言う措置とは恣意的行為のことを指す。安楽死計画やユダヤ人絶滅計画を、この範疇に入れることは可能であろう。

一方、規範国家とは、法秩序を守るために、法の制定、執行部の行政行為、裁判所の判決のような、広範囲にわたる支配権限を保持した統治体制のことを言う。フレンケルは、恣意的なナチス体制下においても、ヴェーバーの言うような、形式的合理的な法なくしては、契約や取引に代表される資本主義経済の維持がなしえなかったと考える。彼は具体的な裁判事例を挙げながら、営業の自由、契約義務、私有財産、競争、無体財産権等がナチズム期においても法によって保護されていることを主張するのである。言い換えれば、規範国家はナチズム期の資本主義システムに適合した統治体制ということになる。

フレンケルの場合、経済的側面に重点が置かれているが、規範国家というのであれば、経済領域以外の「形式的に正当な手続きで制定された」法の存在も決して無視することはできないだろう。フレンケルの難点は、「授権法」(1933年)を嚆矢とする一連の「暫定的憲法」や、ユ

ダヤ人立法のような抑圧的法の「規範国家における位置づけ」が今ひとつはつきりしないことである。「悪法もまた法なり」という観点からすれば、ナチズム国家は大権国家の側面よりも、規範国家の側面の方が強固であったのではないか。クライシヒに対する罷免動議などを見てもそう思われるのである。

フレンケルとは異なり、ナチズム国家に一切の法的要素を認めなかったのがノイマンである。ノイマンは次のように言う。

「ナチズムは二重国家であると主張されている。つまり、実際には1つの国家内に、2つの体系が、一方は規範的法的のもとで、他方は個々の措置のもとで、一方は合理的な法の領域で、他方は大権の領域で、作用しているというのである。われわれはこの見解には賛成しない。なぜならば、ドイツには頼ることのできる何千もの技術的規則はあるけれども、法の領域は全く存在していないと、われわれは信じているからである」⁶³⁾。

ノイマンは、形式的合理的法が単なる「技術的規則」に変質してしまい、法律の形式的・合理的・普遍的構造が『個々の措置』によって破壊されたことによって、ナチズムを法のない「無国家」と性格づけるのである⁶⁴⁾。ナチズム期の法なるものは、ナチスの政治支配の技術的手段にすぎず、そこには正義も道徳性も存在しないというのが、ノイマンの基本的な立場である。このようなノイマンの主張は、ある意味で、「法の精神的な衰弱が進行している」と考えるクライシヒに近いものがある。しかしナチズム期の法制度上のきわめて深刻な問題は、体制を正当化するような立法作業が次々と進められながらも、なにゆえに安楽死計画やユダヤ人絶滅計画が秘密裏に、しかも法的根拠なしに行われえたのかということである。言い換えれば、一方での技術的合理性と他方での非合理的野蛮性との同時的存在をどのように考えるべきなのかということである。ナチズム期の法規範が、ナチスの政治支配を遂行するための技術的手段としてのみ有用であったのであれば、安楽死計画やユダヤ人絶滅計画を可能にするような技術的法も、ナチスには容易に制定できたはずである。しかし、法律は最後まで制定されなかったのである。正義や道徳性の観点からナチズム期の法制度を裁くノイマンの問題点は、フレンケルの提起した大権国家と規範国家の緊張関係や競合関係が実際には存在するにもかかわらず、それを完全に考察の外に置いてしまったことにある。この意味でも、ノイマンの主張よりもフレンケルの理論の方が、ナチズム国家の性格を言い当てているように筆者には思われるのである⁶⁵⁾。

先にも述べたように、ナチズム国家が法治国家であったのかどうかという問いかけに対しては、法治国家の概念規定の問題もあり、ここで結論づけることはできない。しかし、少なくともナチズム国家を、統治国家と行政国家の混淆型として、また大権国家と規範国家の競合関係として捉えることは可能であろう。ノイマンのように、ナチズム国家を法の存在しない無国家と言い切ってしまうことは、——かつてナチズムの人権排除の法的責任を法実証主義に求めた

ラートブルフと同じような意味で——不可能なのである。ともあれ、一介の後見裁判所裁判官クライシヒの陳述がわれわれに突きつけた課題が、きわめて深く重いことだけは間違いない。

結びにかえて

以上、クライシヒのナチス安楽死計画への抗議行動と、それに対するナチス当局側の対応を通じて、(1) ナチズムの生態と病理、(2) 国家と個人、(3) ナチズムにおける法治国家の問題性について述べてきた。(1) について言えば、クライシヒやシュミットに対するナチスの内部告発は、何もナチズムに特有な現象ではない。スターリン統治下のソビエト共産主義政権や、毛沢東指導下の中国共産主義政権など、一党独裁的な政権においては、いわば普遍的に見られる現象である。ただナチズム体制の場合には、画一化 (Gleichschaltung) 政策によって、ヒトラーを頂点とする一枚岩的な存在が強調されてきただけに、内部告発の存在およびその内容が逆に奇異に思われるのである。国家の膨張政策、安楽死計画、ユダヤ人絶滅計画という大規模な犯罪的行為を一方で犯しつつも、他方で職場の会議に出席しなかったり、「ハイル！」を三唱しなかったり、ユダヤ人を友人にもったり、はたまた寄付行為をしなかっただけで、内部告発され、場合によっては訴追されるのである。これはナチスの権力基盤が弱かったことの証 (あかし) である。安楽死計画を実行するにあたっての、党と国家官庁、とくに総統官房と司法省の意思疎通の欠如なども、その一事例である。ナチス支配者の間には、ナチスの権力基盤が弱まることに対する一種の不安症候群と、そこから生じる互いの懐疑心が、きわめて屈折した形で存在していたのである。

(2) について言えば、クライシヒのように、ナチス安楽死計画を認識していても、それに抗議の声を上げる者が実に少なかったという事実がある。安楽死計画の場合には、ユダヤ人絶滅計画とは異なり、多くの人間が計画の実際を知っていたのである。にもかかわらず、抗議できなかったのはなぜなのか。とくに後見裁判所裁判官であるクライシヒの同僚官吏において、またキリスト教会指導者において、十分な抗議の声を上げることができなかったのはなぜなのか。

前者については、官吏としての義務、つまり上司の命令がなければ行動することができないという服従義務と保身からであったらう。クライシヒ自身、官吏の服従義務の重要性については繰り返し強調している。官吏の上司に対する忠実な服従が、「官吏の名誉」であることはヴェーバーも指摘しているとおりである。保身については、詭計防止法やドイツ官吏法のような緊急措置法の存在が、官吏の抗議の「防波堤」になっていたことは十分に考えられうることである。また、ナチスが政権を掌握した直後に制定された職業官吏再建法 (1933年4月) によって、ユダヤ人官吏やナチスに抵抗する官吏が罷免された事実も、彼らの抗議行動を抑制する要因として作用していたのである。

後者については、カトリック教会の場合には、コンコルダートの存在が大きかったであろう。教会の信仰の自由と経済的基盤を国家が保障する代わりに、教会側はナチスの政策に介入できないのである。これが1つの障害となったことは間違いない。またカトリック教会、プロテスタント教会を問わず、自らの生活基盤が国家の教会税に依存している聖職者にとって、抗議すること自体が、生活基盤の低下につながるという計算が働いたことも偽らざる事実であろう。ドイツの教会は、現在もそうであるが、実質的には国家教会制を取っているのである。牧会上からすれば、抗議が教会の混乱を招き、信徒をつまずかせるという牧会者側の配慮もあったはずである。いずれにせよ、教会関係者の一部の者だけが抗議を行ったという事実は、国家にとっても教会にとっても大きな損失であり、悲劇であったと言えよう。

(3) については、本文でも論じているので、ここではこれ以上立ち入らない。ただ民主主義体制においても、ヴェーバーの言うような意味での「形式的に正当な手続き」によって制定された法による支配はなされている。その場合、「手続き」さえ正当であれば、ナチスが制定したような数々の抑圧法による統治は可能なかという問題が、依然残されているのである。これは古くて新しい問題、すなわち、民主主義体制のもとで、多数決原理に反対する法律案を多数決によって可決することは可能なのか。あるいは基本的人権を根本的に否定する法律案を立法機関で可決することは可能なのかといった問題である。ハンス・ケルゼンはかつて、神の子イエスの十字架刑と窃盗犯バラバの釈放が、ユダヤ人の多数決によって決定されたことを民主主義の悲劇として論じた。このケルゼンの提起した問題は、過ぎ去った時代の、解決済みの問題では決してないのである。これらの点については、稿を改めて論じる必要があるだろう。

クライシヒは罷免後、年金生活者となり、自己の農園で悠々自適の生活を送ったようである。クライシヒの名誉のために、一言付け加えておこう。

注

- 1) Vorwort, Winter, B./Loewy, H., *NS-》Euthanasie《 vor Gericht*, Hg. H. Loewy/B. Winter, Frankfurt/New York, 1996, S. 10.
- 2) Aussage Dr. Hans Hefelmann, ehemaliger Referent des Amtes II b in der "Kanzlei des Führers", über die Vorarbeiten zum "Euthanasiegesetz" im Jahre 1940, in: *Erfassung zur Vernichtung*, Hg. K. H. Roth/G. Aly, Berlin, 1984, S. 138f.
- 3) 本文Ⅱでも触れるが、クライシヒは、1898年10月30日にザクセン州のフレアに生まれた。高校卒業資格臨時試験を受けた後、1917年1月から1919年2月までのほぼ2年間、第1次大戦に従軍。1919年から法学を学び、2つの国家試験に合格。1923年に法学博士号取得。1925年7月に判事補となり、1928年5月1日から1937年1月31日までの9年近くの間、ケムニッツの地方裁判所裁判官として活動。1938年8月1日にブランデンブルクの区裁判所参事官に異動。安楽死計画に抗議するのは、この区裁判所参事官の時代である。Gruchmann, L., Ein unbequemer Amtsrichter im Dritten Reich, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, Jg. 32, S. 463f.

- 4) Schmuhl, H. -W., *Rassenhygiene, Nationalsozialismus, Euthanasie*, 2. Aufl., Göttingen, 1992, S. 312ff.
- 5) 河島幸夫『戦争・ナチズム・教会』、新教出版、1993年、313頁以下。河島幸夫「テオフィール・ブルム監督の抵抗——戦時下ドイツ教会闘争の一コマ」、『西南学院大学法学論集』第27巻1号、1994年、1頁以下。
- 6) *Dokumente zur Euthanasie* 《, Hg. E. Klee, Frankfurt am Main, 1985, S. 193f. (以下 *Dokumente zur Euthanasie* 《と略記)。(ペーター・シュタインバッハ/ヨハネス・トゥヘル、田村/斉藤/小高/西村/高津/土井訳『ドイツにおけるナチスへの抵抗 1933-1945』、現代書館、1998年、130頁以下)。
- 7) Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses. Vom 14. Juli 1933, in: *Reichsgesetzblatt*, Teil I, 1933, S. 529f.
- 8) Brief des Vormundschaftsrichters Dr. Lothar Kreyßig an den Reichsjustizminister vom 8. Juli 1940, in: *Dokumente zur Euthanasie* 《, S. 201f.
- 9) 河島、前掲書、333-334頁、362頁。
- 10) Stellungnahme von Lothar Kreyßig zu den Folgen seines Briefes vom 1. März 1963, in: *Dokumente zur Euthanasie* 《, S. 206. この点について、クライシヒは、ボンヘッファーの義兄ハンス・ドナーニから教えられた。
- 11) Gruchmann, L., *Euthanasie und Justiz im Dritten Reich*, in: *Vierteljahreshefte für Zeitgeschichte*, 1972, S. 256.
- 12) このあたりの経緯については、Gruchmann, ebenda, S.245ff.
- 13) Die Bekenntnissynode der Deutschen Evangelischen Kirche in Barmen (29.- 31. Mai 1934), in: *Quellensammlung zur Kulturgeschichte*, Hg. W. Treue, Berlin/Frankfurt, 1960, S. 269f. 告白教会については、とりあえず、*Bekennende Kirche*, in: *Die Religion in Geschichte und Gegenwart*, Bd.1, Hg. K. Gallig, Tübingen, 1957, Sp. 984f. バルメン宣言の邦訳は、雨宮栄一『バルメン宣言研究——ドイツ教会闘争史序説——』、日本基督教団出版局、1975年、15頁以下。
- 14) Dokument 7, Antrag des Reichsjustizministerium an den Chef der Reichskanzlei vom 10. Mai 1941 auf Versetzung Dr. Kreyßigs in den Ruhestand, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, Jg. 32, S. 485. これは、Gruchmann, *Ein unbequemer Amtsrichter im Dritten Reich* のなかに入れられた資料で、以下 Dokument 7 と略記。
- 15) 河島、前掲書、369 – 370 頁。
- 16) *Dokumente zur Euthanasie* 《, S. 197. シュタインバッハ/トゥヘル、前掲訳書、135 – 136 頁。
- 17) ヴェルテンブルク領邦教会監督のヴルムの抗議文も参照のこと。Wurm, T., *Protest gegen die Ausmerzung "unwerten" Lebens*. 19. Juli 1940, in: *Quellensammlung zur Kulturgeschichte*, S. 300ff.
- 18) 河島、前掲書、365 頁。
- 19) Gruchmann, *Euthanasie und Justiz im Dritten Reich*, S. 264.
- 20) ヒュー・トレヴァー＝ローパー解説/吉田八岑監訳『ヒトラーのテーブル・トーク 1941-1944』(1942年7月4日のヒトラーの卓上語録)、三交社、1994年、242頁。
- 21) 小林珍雄、「獨逸ライヒ・羅馬聖廳間のコンコルダートに就て」、『国家学会雑誌』第48巻第5号、1934年、76頁以下。
- 22) ヒュー・トレヴァー＝ローパー、前掲訳書(1942年7月4日のヒトラーの卓上語録)、243頁。
- 23) *Das Sonderrecht für die Juden in NS-Staat*, 2. Aufl, Hg. J. Walk, 1996, S. IV .
- 24) Fraenkel, E., *The Dual State*, New York, 1941 (ここでは2版の1969年版を使用)。(E・フレンケル、中道寿一訳『二重国家』、ミネルヴァ書房、1994年)。Neumann, F., *Behemoth*, London, 1942. (フランツ・ノイマン 岡本/小野/加藤訳『ビヒモス』、みすず書房、1963年)。
- 25) Gleispach, G., *Tötung*, in: *Das kommende Strafrecht*, Hg. F. Gürtner, München, 1935, S. 258f.

- 26) Binding, K./Hoche, A., *Die Freigabe der Vernichtung lebensunwerten Lebens*, Leipzig, 1920.
- 27) *Dokumente zur Euthanasie* 《, S. 194. および Gruchmann, *Euthanasie und Justiz im Dritten Reich*, S. 261.
- 28) Gruchmann, ebenda, S. 262-263. *Das Sonderrecht für die Juden in NS-Staat*, S. 100-101.
 詭計防止法の正式のドイツ名は、"Gesetz gegen heimtückische Angriff auf Staat und Partei und zum Schutz der Parteiuniformen" で1934年12月20日に制定されている。
- 29) *Dokumente zur Euthanasie* 《, S. 205.
- 30) Dokument 6, in: *Erfassung zur Vernichtung*, Hg. K. H. Roth/G. Aly, Berlin, 1984, S. 173f.
- 31) *Dokumente zur Euthanasie* 《, S. 205.
- 32) 宮澤浩一『「安楽死事件」と西ドイツの刑事司法』、『世界』、岩波書店、1988年11月号、179頁。
- 33) *Dokumente zur Euthanasie* 《, S. 205.
- 34) Gruchmann, L., *Ein unbequemer Amtsrichter im Dritten Reich*, S. 471.
- 35) *Dokumente zur Euthanasie* 《, S. 206.
- 36) Dokument 6, Aktenvermerk des Ministerialrats S. im Reichsjustizministerium vom 2. Dezember 1940, S. 484. 注14) 参照。
- 37) Gruchmann, ebenda, S. 468, Anm. 16.
- 38) 拙稿「ナチス『安楽死』計画への道程』、『浜松医科大学紀要』、第12号、1998年、25頁。
- 39) クライシヒの略歴は、Gruchmann, ebenda, S.1ff. と Dokument 7, S. 485f. を参照して作成した。
- 40) ナチス・ドイツ法律家同盟の会員は、同時にドイツ官吏帝国同盟の会員でもあった。ナチス・ドイツ法律家同盟についてはGöppinger, H., *Juristen jüdischer Abstammung im >Dritten Reich<*, 2.Aufl., München, 1990, S.113 以下。より詳しくは、Gruchmann, L., *Justiz im Dritten Reich 1933-1940*, München, 1988, S. 86ff.
- 41) Dokument 3, Bericht des Oberlandesgerichtspräsidenten in Dresden an den Reichsjustizminister vom 15. Oktober 1935, S.479. 注14) 参照。Gruchmann, ebenda, S. 464.
- 42) Dokument 2, Schreiben des Reichsstatthalters in Sachsen an den Beauftragten des Reichsjustizministers, Minister Dr. Thierack, in Dresden vom 7. März 1935, S. 476f. 注14) 参照。
- 43) Dokument 7, S. 486.
- 44) Dokument 7, S. 486. これに対するクライシヒの弁明については、Dokument 5, Niederschrift über die Aussage Dr. Kreybig vor dem Sachbearbeiter des Kammergerichtspräsidenten am 10. August 1939, S. 483. 注14) 参照。
- 45) Dokument 7, S. 486.
- 46) Dokument 3, S. 478.
- 47) Dokument 4, Bericht des Amtsgerichtsdirektors Dr. D. an den Leiter der Personalabteilung im Reichsjustizministerium vom November 1935, S. 481. (注14)
- 48) SD-HA, C. Schmitt, in: *Fa 503(1)*, Institut für Zeitgeschichte, S. 84, S. 153, S. 155ff. など。
- 49) Dokument 7, S. 485ff.
- 50) Weber, M., *Zwischen zwei Gesetzen*, in: *Gesammelte politische Schriften*, Hg. M. Weber, München, 1921, S.62f. (山田高生訳「2つの律法のはざま」、『政治論集』1、みすず書房、1982年、164頁)。
- 51) Weber, M., *Politik als Beruf*, in: *Gesammelte politische Schriften*, S. 414-415. (脇圭平訳『職業としての政治』、岩波文庫、1980年、40-41頁)。
- 52) *Der Nationalsozialismus Dokumente 1933-1945*, Hg. W. Hofer, Frankfurt am Main, 1957, S.30.(救仁郷繁訳『ナチス・ドキュメント』、ペリかん社、1972年、44頁)。
- 53) ルイス・スナイダー、永井淳訳『アドルフ・ヒトラー』、角川文庫、1970年、128頁。

- 54) 教会闘争については、雨宮、前掲書および雨宮栄一『ドイツ教会闘争の展開』、日本基督教団出版局、1980年を参照のこと。
- 55) ヴェーバーの合法的正当性論については、拙書『ヴェーバーとナチズムの間』、名古屋大学出版会、1993年、81頁以下。
- 56) Habermas, J., *Faktizität und Geltung*, Frankfurt am Main, 1992, S. 541.
- 57) Schmitt, C., *Legalität und Legitimität*, München/Leipzig, 1932, S. 14. (田中浩/原田武雄訳『合法性と正当性』、未来社、1983年、16頁。Hofmann, H., *Legitimität gegen Legalität*, 2. Aufl., Berlin, 1992, S. 19f.
- 58) Schmitt, ebenda, S. 7ff. (前掲訳書、6頁以下)。
- 59) 宮澤俊義「ナチス・ドイツ憲法の生成」、『国家学会雑誌』、第52巻第6号、1938年、49頁。
- 60) Schmitt, ebenda, S. 11. (前掲訳書、11頁)。
- 61) Freisler, R., *Wiedergeburt strafrechtlichen Denkens*, 1940および *Deutsches Gemein- und Wirtschaftsrecht*, 1940. これについては、Behrends, O., »Von der Freirechtsbewegung zum konkreten Ordnungs- und Gestaltungsdenken, in: *Recht und Justiz im Dritten Reich* 《, Hg. R. Dreier/W. Sellert, Frankfurt am Main, 1989, S. 37.
- 62) Fraenkel, ebenda, p.39. (前掲訳書、47頁)。さらに、Maus, I., »Gesetzesbindung 《der Justiz und die Struktur der nationalsozialistischen Rechtsnormen, in: *Recht und Justiz im Dritten Reich* 《, S. 100.
- 63) Neumann, ebenda, p.382 (前掲訳書、400頁)。
- 64) W・ルトハルト、舟越歌一訳「不法国家か二重国家か」、H. ロットロイトナー編『法、法哲学とナチズム』、みすず書房、1987年、292頁。
- 65) ちなみに、フレンケルもノイマンもユダヤ人で、労働法学者ジンツハイマーの弟子筋にあたる。ジンツハイマーの師弟にユダヤ人が多かった点については、Rottleuthner, H., *Rechtsphilosophie und Rechtssoziologie im Nationalsozialismus*, in: *Recht und Justiz im Dritten Reich* 《, S. 307. なおジンツハイマーを始めとするドイツのユダヤ系法学者については、*Deutsche Juristen jüdischer Herkunft*, Hg. H. Heinrichs/H. Fanzki/K. Schmalz/M. Stolleis, München, 1993を挙げておく。

Received on December 9, 1998

Accepted on February 17, 1999